

給付金請求書の記入方法

※請求書の様式はP.86に掲載しています。(共済ホームページからもダウンロードできます。)

給付金請求書記入例 (傷病見舞金の場合)

第11号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金請求書

令和 3 年 5 月 1 日

(宛先) 川崎市長

(請求者) 会 員 番 号 109999 — 0010

住 所 川崎市川崎区大師町〇〇

電 話 番 号 044-000-0000

会 員 氏 名 中原 一郎

(遺 族 氏 名)

次のとおり、給付金を請求します。

給付金の種類及び給付事由対象者等 (該当数字に〇印)

1 成人祝金 (本人)

2 結婚祝金 (本人) 配偶者氏名 _____

3 出産祝金 (本人・配偶者) 出生児氏名 _____

4 入学祝金 (本人の子) (1) 小学校 入学者氏名 _____

(2) 中学校 入学者氏名 _____

5 傷病見舞金 (本人) 欠勤期間 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 4 月 10 日

(1) 8 日以上 30 日未満

(2) 30 日以上 90 日未満

(3) 90 日以上

6 弔慰金 (本人・家族) (1) 本人の場合、受取遺族の続柄 _____ 氏名 _____

(2) 家族の場合、本人との続柄 _____ 氏名 _____

7 災害見舞金 (本人) (1) 全焼、全壊又は流出

(2) 半焼又は半壊

給付事由発生日 令和 3 年 4 月 1 日 ※コード

請求金額 10 万 千 百 十 円

¥ 8 0 0 0

委任状

受 任 者 所 在 地 川崎市川崎区宮本町1番地

事 業 所 名 有限会社 共済企画

事 業 主 又 は 代 表 者 名 代表取締役 共済 一郎

上記の者を代理人と定め、当該給付金の受領に関する権限を委任します。

(宛先) 川崎市長

令和 3 年 5 月 1 日

(委任者) 住 所 川崎市川崎区大師町〇〇

会 員 氏 名 中原 一郎

(遺 族 氏 名)

注1 給付金の種類は該当する番号を〇で囲み、請求1件につき、請求書1枚を作成してください。

注2 請求に必要な証明書類を添付してください。

注3 金額欄は算用数字ではっきり記入してください。金額の訂正はできません。

注4 給付事由発生日から1年以内に請求してください。

注5 ※印欄は、記入しなくても構いません。

書類の記入日=請求日をご記入ください。

給付金を請求する会員の会員番号・住所・電話番号・氏名をご記入ください。

10日間欠勤のため、(1) 8 日以上 30 日未満に該当

事由発生日=休業を開始した日
※土・日が週休日の場合は、欠勤が開始となった日から

連続した休業日数が
8 日以上 30 日未満⇒8,000 円
30 日以上 90 日未満⇒17,000 円
90 日以上⇒30,000 円
となります。
金額の頭には¥マークをご記入ください。
※金額は訂正できません。金額を誤った場合は請求書を再作成してください。

給付金は、いったん事業主の口座に振込みますので、事業主または代表者に受任者欄の記入を依頼してください。

会員から事業主への委任日=請求日以前の日付となります。

この欄にも会員の住所・氏名のご記入が必要となります。

提出する前に!! 今一度ご確認ください。

- 給付金請求書記入事項に不足はありませんか。
 - 誤って記入した箇所には二重線を引き、正しい情報を記載してください。修正テープ等は使用しないでください。金額は訂正できません。金額を誤った場合は請求書を再度作成してください。
 - 傷病見舞金は会員本人が復帰後にご請求ください。
(事由発生日より1年を過ぎる場合は共済までお問合せください。)
- なお、申請日および委任日は復帰後の日付でご記入ください。

！注意

各種申請書、給付金請求書・給付金申請証明書の記入にあたって、「消せるボールペン」(例:温度変化で筆跡が消えるボールペン)を使っての記入が増加しております。**証書類でのご使用はできません**ので、ご注意ください。

Q 傷病見舞金は有給休暇で休んだ日数は対象外ですか？

A 対象となります。有給休暇を使って休業した日数も連続した休業日数として含めてください。なお、土・日・祝日を挟んだ場合も同様に休業日数として含めてください。

Q 傷病見舞金は労働災害で休業した場合は対象外ですか？

A 対象となります。休業が給付条件の日数に達した場合は請求してください。

Q 傷病見舞金の証明書類は、給付金申請証明書だけの添付でよいですか？

A いいえ。傷病見舞金の証明書類については、病気やけがによる休業であること、および連続した休業日数がわかる書類が必要です。詳しくは、P.74～75表、P.80をご参照ください。

川崎市勤労者福祉共済給付金申請証明書(第1号様式)は他の証明書類では休業期間を証明できない場合に限り、休業期間の証明書類とすることができます。

Q 3カ月前に傷病見舞金をもらっているのですが2回目でももらえますか？

A 1年以内に傷病見舞金を受け取っている場合は、給付金額が減額されるか、または給付を受け取れない場合があります。詳細はP.82をご覧ください。

Q 口座を確認しているのですが入金されません。いつ入金されますか？

A 申請内容に不備がなく24日(土・日・祝の場合はその前日)までに共済へ届いた請求については、翌月20日前後に事業所指定口座に振り込みます。会員個人の口座ではありませんので、事業所のご担当者にご確認ください。

Q 会員本人が入院しているときに死亡してしまいました。その場合は傷病給付金を受け取れますか？

A 連続8日以上お休みをされていた場合は受け取れます。またその際は弔慰金(本人)の給付金も受け取れますので併せてご申請ください。

2 請求方法

※傷病見舞金は、給付事由発生日からさかのぼって1年以内に同見舞金の給付を受けている場合には、給付金を減額されるか、または給付を受けられない場合があります。詳しくは共済までお問合せください。

1 会員は「川崎市勤労者福祉共済給付金請求書」と「証明書類」を事業主または代表者に提出してください。

- 「川崎市勤労者福祉共済給付金請求書」と「証明書類」についてはP.80をご覧ください。
- 事業主または代表者が請求する場合も委任状が必要です。

2 事業所のご担当の方は、請求書と証明書類を共済あてに郵送してください。(FAX不可) 毎月24日(24日が土・日・祝日の場合はその前日)に共済到着分で締め切ります。**3 共済は、給付金を翌月20日前後に事業所の指定口座に振り込みます。**

- 給付金の振込みは書類の不備や掛金未納等の事由により、翌々月となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 振込日の4営業日前に共済から事業主または代表者あてに「給付金給付決定通知書」をお送りします。
- 掛金の未納がある場合は掛金納付後に給付いたします。

4 事業主または代表者の方は給付金を会員の方にお渡しください。